

3月12日（月）

平成 24 年 3 月 12 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕 次郎 (同)
- 23 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-------------|-------------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 元 亮 一 | 俊 幸 亮 一 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 用 博 美 | 元 亮 博 美 |
| 総 務 部 長 | 稲 持 正 弘 | 邊 用 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 裕 彦 | 稲 持 裕 彦 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 隆 夫 | 土 持 隆 夫 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 村 巖 | 加 藤 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 玉 宏 紀 | 米 原 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 美 敏 | 岡 村 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 公 一 | 児 玉 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 景 早 文 | 豊 島 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 日 限 俊 郎 | 濱 砂 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 近 藤 好 子 | 甲 日 限 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 渡 辺 義 人 夫 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 佐 藤 勇 雅 秀 | 近 渡 辺 義 人 夫 |
| 公 安 委 員 長 | 鶴 見 社 本 | 佐 藤 勇 雅 秀 |
| 警 察 本 部 長 | 村 宮 | 鶴 見 社 本 |
| 人 事 委 員 長 | | 村 宮 |
| 代 表 監 査 委 員 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 内 稔 | 日 高 勝 弘 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 宗 仁 | 成 合 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 幸 徳 | 山 之 内 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 浩 太 郎 | 武 田 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 | 福 嶋 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 前 田 陽 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | | 関 前 田 陽 |

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第56号から第81号まで)

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成23年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第56号から第81号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、決定をいたしました。

なお、議案第67号については賛成多数、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」についてであります。

この補正は、国の平成23年度補正予算第3号及び第4号の成立及び国庫補助の決定に伴うもの、並びにその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は72億3,400万円余の減額となっております。歳入財源の主なものとしては、地方交付税が45億9,100万円余、県税が28億9,000万円増額となる一方、繰入金が91億3,400万円余、県債が82億1,300万円余の減額

となっております。この結果、補正後の一般会計の予算の規模は5,891億6,200万円余となります。

このうち、県民政策部所管の補正予算につきましては、4億5,700万円余の増額補正となり、補正後の予算額は123億300万円余となっております。

また、総務部所管の補正予算につきましては、119億2,400万円余の増額補正となり、補正後の予算額は1,517億4,500万円余となっております。

このうち、新市町村合併支援事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「住民からは、合併により住民の声が役場に届きにくくなったり、周辺部の活力が失われたなど、マイナスの効果を指摘する声を多く聞いており、本県における市町村合併の検証が必要ではないか」との意見がありました。

これに対し当局より、「市町村合併の効果については、さまざまな意見があることは承知しているところであり、現在、合併団体みずからが課題解決に取り組んでいる。合併の検証の必要性は感じているが、合併市町に対し、住民自治にさらに目を向けてもらうよう働きかけていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村合併から一定期間が経過していることから、県として合併効果の検証を行い、その検証を踏まえた上で、合併市町の一体的な振興が図られるよう、確実な支援を行っていただくことを強く要望いたします。

次に、議案第67号「宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等

についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定により、個人県民税均等割の標準税率について500円を加算した額とされたこと等を理由に、宮崎県税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、平成23年度から平成27年度までに地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用に充てるため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人県民税に限り、均等割の税率に500円を加算するものであります。

このことについて、当局より、「平成22年度をもとに試算すると、年間約2億4,000万円、10年間で約24億円の増収が見込まれる。具体的な使途としては、県立学校の緊急耐震化対策等を想定している」との説明があり、複数の委員より、「防災対策のためであっても、さらなる税負担を求めるものであることから、県民に対してしっかりと説明を行うべきではないか」との意見がありました。

これに対し当局より、「市町村民税均等割も500円加算されることから、徴収を行う市町村と連携して、その目的や使途も含め、しっかりと広報していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今後、本県において必要となる防災対策事業の財源として、今回の税条例改正による増収分で十分なのか」との質疑があり、当局より、「本県の防災対策事業は多岐にわたっており、今後の増収分ですべてを補うことはできず、国庫補助事業や地方交付税

措置など、さらなる財政措置が必要である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の安全・安心を確保するため、当局においては、国に対して十分な財政措置を求めるとともに、国、市町村等との連携をさらに強化して、防災対策の一層の推進を図るよう強く要望いたします。

あわせて、当局に対し、県民に負担を求めるものについては、県議会に対する十分な説明を行うとともに、県民に対する周知についても万全を期すよう強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、国庫補助額の決定及び執行残等に伴う減額補正と、国の第3次及び第4次補正に伴う医療施設耐震化臨時特例基金積立金や子育て支援対策臨時特例基金積立金の積み増し等に伴う増額補正であり、全体では6億2,800万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,032億9,300万円余となります。

このうち、介護職員処遇改善交付金事業についてであります。

これは、介護分野における他業種との賃金格差の縮小や、雇用環境の改善を図るため、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、交付金を交付するものであります。

このことについて、委員より、この事業が果たした役割について質疑があり、当局より、「交付金を受けた施設では、介護職員1人当たり月額で8,000円から1万5,000円程度の賃金改善が図られた」との答弁がありました。

次に、子ども・若者育成支援対策費についてであります。

これは、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子供、若者に関し、総合的な支援を行い、地域社会全体による支援の促進を図るものであります。

このことについて、委員より、事業の具体的な内容について質疑があり、当局より、「これまで、民生児童委員への現状認識調査を実施したほか、教育委員会、警察本部、保護観察所などの関係機関との意見交換や、県民への啓発のための講演会を開催するなど、今後の取り組みに向けた環境・基盤整備を行った」との答弁がありました。

これに対して委員より、「子供、若者をめぐる環境が悪化し、抱える問題が深刻な状況にあることを踏まえ、各関係機関が責任を持って、十分に連携を図りながら、引き続き事業に取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、福祉保健部所管の予算全般について、委員より、「経費節減の努力の結果、減額補正となった事例にはどのようなものがあるのか」との質疑があり、当局より、「保健所運営費の

うち、庁舎等維持管理費について、光熱費や通信運搬費の節減の結果、減額補正となった。また、庁舎警備については、県内8カ所分を一括して入札することにより、経費節減を図った」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「健全な財政運営のために、今後とも、細かい事務の見直しを行うなど、経費節減に努めてもらいたい」との要望がありました。

最後に、宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画の改定についてであります。

これは、平成23年9月に行われた国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定や、県の実情を踏まえ、改定するものであります。

このことについて、委員より、改定スケジュールについて質疑があり、当局より、「パブリックコメントや宮崎県感染症対策審議会での意見を反映させて、3月中に計画を改定する予定である。なお、国において新たな法律制定が進められており、それに伴う国の行動計画の改定等の動きを注視し、必要であれば、新たに改定を検討していきたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外11件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます

す。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、事業費の確定に伴うもので、一般会計で9億9,400万円余の減額補正、特別会計で2億7,700万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は782億9,000万円余となります。

このうち、ふるさと雇用再生特別基金事業費についてであります。

このことについて、委員より、「この事業は今年度で終了するが、その後、雇用は維持されるのか」との質疑があり、当局より、「アンケートを実施したところ、基金を活用した事業の7割ほどについて、何らかの形で継続すると回答があり、ある程度の雇用は維持される見込みである。今後とも、引き続き雇用が確保されるよう努めていきたい」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「基金事業の執行残については国に返還することとなっているため、来年度も継続する緊急雇用創出事業臨時特例基金事業については、ふるさと雇用再生特別基金事業のような執行残が生じることのないよう執行していただきたい」との要望がありました。

次に、みやぎ東アジア経済交流戦略についてであります。

このことについて、委員より、「東アジアとの交流においては、海外拠点の機能強化が重要であると考えますが、どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「海外事務所の設置箇所については、当面、現状どおりと考えているが、今後、現地の情報収集機能、情報発信のあり方等について議論していきたい」との答

弁がありました。

当委員会といたしましては、海外拠点の機能を強化することで、バイヤー等と信頼関係を構築できる環境を整え、効果的に戦略を推進するよう要望いたします。

次に、フェニックスリゾート株式会社の株式譲渡についてであります。

このことについて複数の委員より、「この株式譲渡により雇用問題が生じることのないよう対応するとともに、この機会を宮崎の観光の活性化に生かしてほしい」との要望がありました。

最後に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の人件費の執行残や公共土木災害復旧費の国庫補助決定等に伴うもので、一般会計で154億4,500万円余の減額補正、特別会計で1億5,700万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は688億5,800万円余となります。

このうち、公共事業予算の減額についてであります。

このことについて、委員より、「九州各県に比べ、国の宮崎県への予算配分が少ないように感じるが、どのような対策をとっているか」との質疑があり、当局より、「知事を先頭にさまざまな機会をとらえて要望等を行っている。今後とも強く国に求めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、均衡ある九州の発展のためには、九州において社会資本整備がおこなわれている本県にこそ重点的に予算を配分すべきであることから、より積極的に国に要望を行うなど、国に対して十分な財政措置を求めて

いただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴い、一般会計で35億9,900万円余の増額補正、特別会計で6,500万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は297億7,800万円余となります。

このうち、木材産業構造改革事業費補助金についてであります。

このことについて、委員より、「施設整備は大切ではあるが、安定した操業を行えるように、木材の売り先を確保した上で施設整備に取り組むべきではないか」との意見があり、当局より、「新しいマーケットを開拓していくことは重要なことであり、マーケットを広げていく取り組みに対し、県としても支援をしていきたい」との答弁がありました。

次に、県行造林造成事業についてであります。

このことについて当局より、「伐採を予定し

ていた分収林の所有者が亡くなられ、相続が発生したことにより、売り払い条件が整わず、伐採ができなかったことなどにより、分収交付金が減額になった」との説明がありました。

このことについて委員より、「今後も相続問題は発生が予想されるので、事業の遅延を回避するよう対応を図ってほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてあります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴い、一般会計で31億5,000万円余の減額補正、特別会計で200万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は380億2,000万円余となります。

このうち、就農支援資金貸付金におけるビニールハウス整備に関連して、委員より、「民間企業が県産材を使った木造ハウスの開発を行っているが、県としても、総合農業試験場で研究するなどして実証していったらどうか」との意見があり、当局より、「県としてもさまざまな観点から研究していく必要があると考え、先日、環境森林部と検討会を立ち上げたところである」との答弁がありました。

これに対して、別の委員より、「儲かる農業の実現にとっては、採算性が重要な観点であるので、木造ハウスの推進に当たっては、将来にわたってのトータルの経費等を精査するなどして、慎重に検討してほしい」との意見があり、当局より、「農家経営の安定を図ることが重要であり、建設コストの暖房費節減など、農家経営にとってメリットがあるのか検討していく」との答弁がありました。

最後に、葉たばこ廃作に伴う共同利用施設の

処分についてであります。

このことについて当局より、「施設の処分に当たっては、国庫補助金の返還対象となる施設が5施設あるが、施設の活用等をそれぞれ検討してもらった結果、3カ所については、農家負担が生じないよう国と財産処分の手続を進めている」との説明がありました。

このことについて委員より、「残る2カ所についても、返還金が生じることがないように、関係団体等と連携をとって対応してもらいたい」との要望がありました。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残等に伴うもので、一般会計で6億1,700万円余の減額補正であります。この結果、補正後の一般会計予算額は273億7,000万円余となります。

次に、平成23年中における交通事故の発生状況についてであります。

このことについて、委員より、「近隣の大分県や熊本県と比べ、人身事故発生件数が極めて多い状況であるが、今後どのような対策を考え

ているのか」との質疑があり、当局より、「高齢者の交通事故が多発していることから、高齢者対策を最重要課題ととらえ、高齢者の交通安全教育を推進する。また、運転者の緊張感を高めることが事故防止につながるため、街頭における交通指導、違反取り締まりのさらなる強化に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残等に伴うもので、一般会計で35億6,000万円余の減額補正であります。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,084億2,500万円余となります。

次に、議案第74号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国において基金の期間を3年間延長する旨の方針が示されたため、条例の終期を平成24年6月30日から平成27年6月30日に改めるものであります。

このことについて、委員より、「定時制、通信制及び特別支援学校高等部の生徒の世帯において、特定扶養控除の縮小によって税負担が増す世帯があると聞いており、経済的な負担が懸念される。本県の返還負担軽減の対策はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「本県においては、従来から返還期間を定めない返還猶予の制度を設けており、大学等に在学しているときや、災害、疾病その他やむを得ない理由により育英資金を返還することが困難であると認められるときについて、返還の猶予を行い、返還者の負担軽減を行っている」との答弁がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画(案)についてであります。

当計画案では、1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合を検討すると明記されております。

当委員会といたしましては、学校がなくなることは地域に大きな影響を与えることなどから、統廃合だけではなく、2学級での存続や連携型中高一貫教育校の可能性も考えられることなど、統廃合以外の方策も検討する必要があると考え、計画案にある「統廃合を検討する」の文言について、「統廃合等を検討する」と修正していただくよう強く要望いたします。

最後に、県立高校生の就職状況についてであります。

平成24年3月県立高等学校卒業予定者の1月末現在の就職内定状況は、内定率91.5%で、前年同月比で3.2ポイントの上昇となっております。

このことについて、委員より、「今年度の就職内定率は昨年より高く、就職内定に向けた支援の取り組みについて高く評価しているところであるが、具体的にどのような対策を行ったのか」との質疑があり、当局より、「主要経済団体や各企業へ幾度となく求人要請を実施し、県内の企業からは、求人の時期を早めてもらうなどの御協力をいただいた。また、各学校に進路対策専門員を配置し就職支援に当たるなど、さまざまな対策を実施した。そのような中、生徒自身が厳しい状況を受けとめ、就職に向けて懸命に努力した結果だと考えている」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結

果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 新みやざきの西村賢です。議案第67号、宮崎県税条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正理由にあります、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例、平成23年度から27年度まで行う全国かつ緊急に実施する防災のための施策に要する経費のため、平成26年度から10年間、県民税を値上げするものです。

先ほどの委員長報告でもありましたとおり、多くの問題点を指摘しておりました。全議員、疑問に感じる点は多々あると思います。

防災対策、特に防災の整備に関しましては、本来ならば、毎年、財源の一部を使い、長期的かつ計画的に整備をしていかなければならないものであると思います。当然、今回の東日本大震災を受けまして、早急な見直し、また、その対策が前倒しして必要なことは理解しております。

しかし、本県の場合、森林環境税を県民より徴収しておりますが、その導入の際、また、多くの議論を生みました宮崎市の地域コミュニティ税導入の際も、県民・市民に対し、行政は、パブリックコメント、また、地域での説明会など、丁寧に説明を行ってまいりました。徴

税というものは納税者に理解をしてもらわなければなりません。今、県民への周知度はかなり低いものであると私は感じます。先ほどの報告にもあったとおり、増税を決めてから説明するのではなく、もうしばらく時間をかけて、徴税の必要性、理由等を丁寧に県民に説明する必要があるのではないかと思います。

特に、今後、各種保険料等の値上げも予想され、また、消費税導入に対し、国会でも前向きな議論がなされる中で、県民に今、増税に対し、一層の不安が増していることは確かであります。なおさらながら慎重に説明がなされるべきであります。

各都道府県においては、この税導入に対しての審議が始まっていない県もあり、また、本県においても、市町村税分におきましては、提案を6月議会に行う市町村議会もあります。慎重に議論されるべき時間の確保はまだ可能であると思います。

また、改正の理由、その冒頭に、「東日本大震災からの復興に関し」というくだりがありますが、それがいかにも被災地支援的な増税であるということの印象を与え、誤解を招く危険性もあります。このままでは、税の徴収が始まる平成26年度になってやっと気づく県民も多いのではないかと思います。県民の理解、周知が足りない点について、県当局も真摯に反省をしていただくことも踏まえ、議員各位には、議決の延期に際しまして御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

討論に入ります前に、一言申し上げます。

昨日3月11日は、昨年の東日本大震災と原発事故から1年を迎える日でありました。改めて、犠牲になられた方々とその御家族、関係の方々に深い哀悼の意を表するものです。そして、すべての被災者の皆さん、今なお避難生活を強いられておられる方々に心からのお見舞いを申し上げます。未曾有の大災害から、被災者の生活となりわいを再建し、被災地の復興を果たすこと、原発事故の被害から国民の暮らしと健康を守ることは、日本の政治に課せられた最重要、最優先の課題です。日本共産党は、すべての被災者の方々が安心して住み続けられるさを取り戻すまで、ともに力を合わせて奮闘する決意を表明するものです。

それでは、討論を行います。

今議会に提案されました、議案第67号の宮崎県条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

同議案の問題点は、条例改正案の中に、復興財源特例法による東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律を適用する内容があることです。今回の条例改正の内容は、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、個人住民税均等割の標準課税率について、今後10年間、500円ずつ上乗せするというものです。当然、県民税、市町村民税、それぞれに課税されますから、1人当たり1,000円の上乗せになります。現在でも、個人県民税は、均等割1,000円と森林環境税500円が徴収されており、その上に加算されることとなります。

今回の課税による増収見込みは、年間約2億4,000万円、10年間で約24億円、課税対象者

は、平成22年ベースで約48万人が見込まれています。しかし、今、どれほどの負担増が国民・県民に負わされていることでしょうか。とりわけ宮崎県民の所得は全国最下位クラス。この4月から、介護保険料や国民健康保険税の引き上げ、その上、今国会では消費税増税法案の提出まで行われようとしている状況です。暮らしの不安は尽きることはありません。

本来、防災対策などは、国の責任、行政の責任で行うのが本筋です。そのために国民は税金を納めているわけです。確かに、東日本大震災の復旧・復興に多額の財源を必要としていることは否めません。だからといって、安直に国民に負担を求めるといったやり方は許されるものではありません。不公平税制の是正や富裕層への課税強化など、方策は幾らでもあります。

これまで多くの国民が、だれに言われることなく、被災地や被災者の方々の痛みを心に寄せて、物心両面のさまざまな支援が続けられてきました。これからも国民的支援は続けられると思います。

地方自治体の防災施策は、国が十分、責任と役割を果たすべきことを強く要求することが先決であって、新たな県民負担を強いることに反対をするものです。

次に、議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」については、賛成をする立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ72億3,473万円余を減額し、一般会計総額を5,891億6,253万円余とするものです。今回の補正も、その内容で、国庫補助の決定に伴うもの、執行残に伴うものとする減額補正が多額見られます。中でも、給与改定、勤勉手当の減などによる人件費の多額の減額は、職員の生活

はもとより、地域経済にも影響を及ぼすことが懸念をされるものです。

また、民生費で、老人保健医療対策費や国民健康保険助成費などが多額の減額、衛生費では、難病等対策費や肝炎治療費助成事業などで、また、商工費の中小企業金融対策費などでも多額の減額措置が見られます。

特に福祉関連予算では、県民の健康や暮らしに直接かかわるものだけに、その執行に当たっては、単に見込みが下がったからなどとするにとどめず、市町村とも連携を密にして、日常的に県民生活の状況を的確に把握し、制度の周知徹底などを図りながら、県民の福祉・健康の増進、また、暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大切であることを指摘したいと思います。

一方、今回の補正予算は、既存の基金について、国の補正予算第3号・第4号の成立に伴う交付金の積み増しや事業期間の延長などで、深刻な雇用や震災対策など、国の施策による事業予算が大幅に措置され、活用されることとなっています。実質、これらの基金事業は新年度予算で具体化されるものですが、雇用の創出や福祉の充実、子育て、教育の充実など、広分野に及んでいます。真に県民福祉の充実や地域経済の活性化につながるよう、生きた予算の使い方になることを期待して、本補正予算に賛成することを述べて討論をいたします。以上です。

〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第67号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第67号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第56号から第66号まで及び第68号から第81号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第56号から第66号まで及び第68号から第81号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第82号追加上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第82号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案をいたしました議案第82号について御説明申し上げます。

議案第82号は、教育委員会委員渡辺義人氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として飛田洋氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。あすからの日程をお知らせいたします。

あす13日から21日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、22日午前10時開会、平成24年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時45分散会

3 月 22 日 (木)

平成 24 年 3 月 22 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 14 番 関 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 押 川 修一郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀代子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

欠席議員 (1 名)

- 13 番 外 山 三 博 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 | 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 | 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 | 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 | 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 | 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 | 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 | 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 | 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 | 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 | 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 | 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 | 人 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 勇 夫 | 夫 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | 男 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 | 秀 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 | 尊 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|---|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 | 修 |
| 総 務 課 長 | 山之内 稔 | 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 | 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 | 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 | 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第1号から第55号まで及び請願)

○十屋幸平副議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第55号までの各号議案、及び請願第14号から第18号まで並びに継続審査中の請願第9号及び第10号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外13件及び新規請願1件の計15件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、また、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成24年度当初予算の概要についてであります。今回提案されました平成24年度一般会計の予算規模は5,728億3,000万円で、平成23年度6月補正後の予算に対して77億円余、1.3%の減となっておりますが、実質的な予算規模を比較するため、一般会計と平成24年度から新たに設置する公債管理特別会計を純計いたします

と5,902億7,230万円となり、前年度と比較して97億円余、1.7%の増となっております。

また、特別会計については、公債管理特別会計を設置したことなどにより1,254億9,600万円余となり、前年度と比較して1,197億円余、約2000%の増となっており、公営企業会計については418億1,100万円余で、前年度と比較して30億円余、7.8%の増となっております。

当初予算の特徴といたしましては、厳しさの続く本県の社会経済情勢を踏まえ、地域経済循環システムの構築や将来の産業展開に向けた取り組みを進めるとともに、緊急的な措置が必要な防災対策の推進や医療の確保、子育て支援など、すべての県民が安心した暮らしを営むことができる環境整備を図る「みやぎの元気・安心創出予算」として編成されております。

歳入では、県税収入が809億6,000万円と、前年度と比較して29億8,000万円、3.8%の増となるものの、自主財源比率は、国の経済対策等により積み立てられた基金からの繰り入れの減などに伴い、前年度と比較して0.7ポイント減少して37.3%となっております。また、依存財源については、地方交付税の構成比が前年度と比較して0.6ポイントの増となり、県債は、発行額が減少したものの、構成比では0.1ポイントの増となりました。

なお、県債については、平成24年度末の残高が1兆519億円で、今年度末と比較して12億円の減となる見込みであり、臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高は5,992億円となり、305億円の減となります。

一方、歳出では、社会保障関係費が大きく増加する中、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなどが図られております。なお、極めて厳しい財政状況で

はありますが、地域経済活性化・防災対策特別枠として、各地域できめ細かな発注が可能な県単公共事業を初め、木造住宅耐震化リフォーム支援や県立学校の緊急耐震対策など、すそ野の広い経済波及効果が期待される事業や緊急的な防災対策について重点的な予算措置がなされております。

また、収支不足については、前年度よりも縮小し184億円程度に圧縮されておりますが、財源調整のための基金の平成24年度末残高は309億円程度となる見込みであります。

次に、県民政策部所管の平成24年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は129億7,600万円余であり、前年度と比較して9.8%の増となっております。また、一般会計と特別会計を合わせた県民政策部の予算額は131億1,100万円余で、前年度と比較して9.0%の増となっております。

このうち、みやぎき元気「地産地消」県民運動推進事業についてであります。

これは、本県農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品の購入促進など、広い意味での地産地消を県民運動として展開し、県内の消費需要の喚起・拡大による本県経済の活性化を図るものであります。

このことについて委員より、「県民運動として取り組むのであれば、どのような産品がどれぐらい消費されているかなど、地産地消の実態について県民に知ってもらうことも重要である」との意見がありました。

これに対し当局より、「県、経済団体等で構成する推進会議において、具体的な指標や県民への普及啓発の方法について検討を行うこととしており、「知る・使う・広げる」を基本理念

として県民運動を推進していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「農林水産物だけでなく、工業製品や加工品に加え、県民による県内観光など幅広い分野が対象となっており、関係部局が連携した取り組みをさらに強化することが必要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今期定例県議会に、「県民政策部」の名称を「総合政策部」に改正する条例が提案されていることを踏まえ、部局横断的な施策の推進に当たっては、県民政策部が政策調整機能を十分発揮するとともに、関係部局の牽引役として先導的な役割を担っていただくことを要望いたします。

次に、総務部所管の平成24年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は1,423億4,300万円余であり、前年度と比較して3.6%の増となっております。

このうち、県民防災リーダー養成事業についてであります。

これは、地域や事業所及び学校等において、防災活動の中心となる防災士を養成するとともに、防災士による防災指導等を行うことにより、県民防災力の向上を図るものであります。

このことについて、委員より、県内の防災士の数について質疑があり、当局より、「今年度新たに178名の方が試験に合格し、平成23年度末では約700名となる予定である」との答弁がありました。

これに対し委員より、「東日本大震災以降、防災士に対する期待はますます高まっている。県民にとって防災士が身近な存在となるためにも、各地域にバランスよく配置されるよう、事業の推進に努めていただきたい」との要望があ

りました。

次に、人事委員会所管の平成24年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は1億5,000万円余であり、前年度と比較して2.7%の減となっております。

このうち、県職員採用試験及び任用研修調査費についてであります。

このことについて、委員より、採用試験の内容について質疑があり、当局より、「第1次試験で一般教養や専門試験に関する筆記試験を行い、第2次試験で論文試験や面接を行っている。なお、人物重視の観点から、面接の配点割合を大きくするなどの見直しを行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、職員の採用に当たり、意欲と能力を見きわめるため、面接試験について一層の工夫を行い、元気のある優秀な人材の確保に努めていただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願4件の計15件であります。慎重に審査をいたしました結果、継

続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、請願第9号、第10号及び第15号については賛成少数により、また、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたします。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ985億3,300万円余で、前年度と比較して0.7%の増となっております。

このうち、介護保険サービス事業所等防災特別対策事業についてであります。

これは、介護保険サービス事業所・施設に入所している要介護高齢者が、津波及び火山噴火時において円滑に避難できるよう、各事業所等における避難防災対策に係る整備などを支援し、災害時における被害の軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「この事業で整備する部分と、関係部局との調整が必要な部分とが出てくると思われるので、福祉施設利用者を含めたすべての県民にとって有益な整備が進められるよう、十分に連携して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、障がい児者等歯科保健ネットワーク事業についてであります。

これは、障がい児者等の歯科保健医療体制や各地域におけるフォロー体制の整備を行うことにより、ネットワークの構築を図るものであり、宮崎市にある宮崎歯科福祉センターを拠点として、各地域の歯科医師に対する研修などを

行うものであります。

このことについて委員より、「障がい児者が各地域において歯科治療を受けられるよう、今後とも体制整備に尽力していただきたい」との要望がありました。

次に、病児等お助け保育モデル事業についてであります。

これは、保育所等に入所している子供が急に発病した際、対応するシステムをモデル的に構築することにより、保護者負担の軽減を図るのであります。

このことについて、委員より、「具体的にどのようなシステムを構築するのか」との質疑があり、当局より、「子供が発病したにもかかわらず、どうしても保護者等が迎えに行けない場合、看護師を派遣して、保育所の空きスペースで病児等を預かるシステムであり、NPO法人などに委託して行う予定である」との答弁がありました。

病児への対応については、保護者等からのニーズが大変高いため、当委員会といたしましては、事業の定着に向けて努力するとともに、その後の事業拡充を図っていただくよう要望いたします。

次に、病院局所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益273億1,700万円余、費用276億8,500万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は3億6,700万円余の赤字であります。前年度当初予算に比べて8,900万円余の改善が図られております。

このうち、研修医確保事業についてであります。

これは、従来から実施している事業でありま

すが、平成24年度は、病院合同説明会への参加の機会をふやすとともに、新たに医療情報誌へPR記事を掲載し、積極的な広報活動を行うこととしております。

このことについて、委員より、「何人程度の研修医を確保しようと考えているのか」との質疑があり、当局より、「県立病院全体での受け入れ定員が18名であるので、それを満たすことが目標である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「初任給調整手当の増額や研修医への住居手当の支給など、訴求力となるさまざまな取り組みについても、PR記事やウェブサイトをうまく活用するなど積極的に広報を行い、引き続き医師の確保に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「知的障がい者が安心して暮らせる24時間支援の切れ目のない入所施設の存続を求める意見書」の提出についてであります。

障害者自立支援法では、入所施設の報酬単価が低く設定され、また、障害程度区分や報酬の日額払い方式の導入などにより、入所施設の不安定な経営や、提供される障害福祉サービスの低下を招くおそれがあるものとなっております。よって、国においては、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、必要な措置を講じるよう強く要望するものであります。

次に、「「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書」についてであります。

今の日本は、国民の心の健康の危機と言える状況にあり、それは、昨年7月、厚生労働省が4大疾病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにもあらわれております。また、当事者、家族、医療福祉の専門家及

び学識経験者から成る「こころの健康政策構想会議」が昨年5月に提出した提言書では、国民すべてを対象とした、心の健康についての総合的、長期的な政策を保障する法律の制定が強く求められています。よって、国においては、国民の心の健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く要望するものであります。

次に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障害者総合支援法の制定・実施を求める意見書」についてであります。

平成21年12月、国において、障がい者に係る制度の集中的な改革を目指す障がい者制度改革推進会議が発足し、そのもとに総合福祉部会が設けられ、昨年8月には新法の骨格に関する提言が取りまとめられたところであります。本提言は、障がい者本人を初め、障がい者にかかわるさまざまな立場から共通する思いを取りまとめたものであります。よって、国においては、すべての障がい者が、基本的人権をひとしく享受する個人として尊重される社会を実現するため、本提言を最大限尊重し、障害者総合支援法を制定、実施されるよう強く要望するものであります。

当委員会としましては、これら3件の意見書の提出を全会一致で決定したところありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて468億9,200万円余であり、前年度と比較して9%の減となっております。

このうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。

この事業は、離職を余儀なくされた失業者に対して、一時的な雇用・就業機会の創出を図るものであります。

このことについて、当局より、県及び市町村が予定している事業数や新規雇用失業者数など実施計画について説明があり、委員より、「中途退職者が生じた場合などを考慮すると、予算をすべて執行することは難しいと思うが、的確な状況把握に努め、できるだけ執行残が生じることのないよう事業を実施していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「若年者就職支援強化事業など別の雇用関連事業においても、効果的な執行に努めていただきたい」との要望がありました。

これに関連して他の委員より、「雇用の場を

確保するためにも、食品や医療機器に関連する新産業・新事業を育成し、県内産業を活性化していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県内全域に効果が及ぶよう基金事業を活用するとともに、若年者への就職支援事業や新産業・新事業の育成による県内産業の活性化などにより、雇用対策を推進していただくよう要望いたします。

次に、商工会等への支援についてであります。

このことについて委員より、「地域産業を支える商工会等への支援については、必要な予算の確保に向けて、機能強化も含めた全体的な議論の中で検討していただきたい」との要望がありました。

次に、古事記編さん1300年記念「日向神話旅」推進事業についてであります。

この事業は、古事記編さん1300年を契機に、県内外に対して日向神話の魅力を総合的に発信する取り組みを行うとともに、神話をテーマとした観光ルートの開拓を行い、本県への誘客を図るものであります。

このことについて、委員より、「観光ルートの開拓はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「例えば、県内にある神武天皇にゆかりのある土地をめぐるルートなどを開拓していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「神社だけではなく、神話にゆかりのある地元の食材などをルートに組み込んでいただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、日向神話は本県にとって重要な観光資源であるため、今後とも、神楽や食といった地域に根差した伝統や文化を観光ルートにうまく組み込みながら、定番

化につなげていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて775億6,500万円余であり、前年度と比較して4.1%の減となっております。

このうち、防災関連の予算の確保についてあります。

このことについて、委員より、「県土整備部の事業の中で、地域経済活性化・防災対策特別枠としてどのような事業が計上されているのか」との質疑があり、当局より、「約18億円を計上しており、防災事業としては、木造住宅耐震化リフォーム支援事業やダムの耐震診断照査、河川水門等の自動閉鎖化、新燃岳の火山対策などである」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「防災関連事業については、危機管理局と密接に連携し積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県民の生命・財産を守るため、地震・津波対策関連の予算など社会資本整備の予算を十分に確保されるよう要望いたします。

次に、木造住宅耐震化リフォーム支援事業についてであります。

この事業は、耐震基準を満たさない木造住宅の耐震性を向上させ、地震による建築物の倒壊などを未然に防止する市町村の事業に対して補助を行い、県民の生命や財産を保護するものであります。

このことについて、委員より、「県内全域で取り組むことが重要だが、耐震改修の事業に取り組んでいる市町村はどこか」との質疑があ

り、当局より、「現在のところ、宮崎市、門川町、延岡市、日向市、三股町、国富町の6市町が取り組んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の生命・財産を守ることはもちろんのこと、この事業により経済効果も期待できることから、全市町村において耐震改修の事業に取り組むよう指導するとともに、速やかな予算の執行に努めるよう要望いたします。

次に、労働委員会の広報についてであります。

このことについて、委員より、「労働委員会の重要性を考えると、さらなる県民への周知が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「今後とも積極的な広報に努め、簡易・迅速で労使間のトラブルを無料で相談・解決する機関であることなどを県民にアピールしていきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○十屋幸平副議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、農政水産部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて354億100万円余で、前年度と比較して7.1%の減となっております。

このうち、加工用米で進める新産地構造転換支援事業についてであります。

この事業は、口蹄疫からの再生・復興に向けて、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換、及び農商工連携による本県経済の活性化を図るため、県内焼酎メーカー等の需要に応じた加工用米の生産拡大やコスト低減に取り組むものであります。

このことについて委員より、「加工用米の多くは外国産米であったが、昨年より原産地表示が義務化されたことにより、国産加工用米の需要が高まっている。加工用米は主食用米と比べ所得が低い状況にあるが、収益性の向上に取り組まれ、生産拡大に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、新規就農者育成・確保強化事業についてであります。

この事業は、農業従事者の減少や高齢化が進んでいる農業の担い手を確保するため、就農に向けた研修の実施や、45歳未満で新たに農業に従事する人の所得不足を解消するために、年150万円を研修期間を含めて最長7年間給付することなどの支援により、就農を検討している人を後押しするものであります。

このことについて複数の委員より、「農業者の高齢化により、今後、リタイアする農家が急増する状況であり、関係市町村とも連携をとって積極的に就農者の確保に努めてもらいたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「就農給付金については、安易な考えや準備不足の就農希望者に対して給付すると、逆に失敗を助長しかねないので、対象者の選定は厳格に行い、真剣に就農を考えている人に対して支援してもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫からの復興や後継者不足、耕作放棄地など本県農業が抱える諸問題を解消するために、農商工連携や6次産業化の促進に努め、儲かる農業の実現に向けた取り組みを積極的に推進されるよう要望するものであります。

次に、環境森林部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて251億9,800万円余で、前年度と比較しますと、ほぼ同額となっております。

このうち、溶融スラグの有効活用展開事業についてであります。

このことについて当局より、「エコクリーンプラザみやざきから出る溶融スラグについて、建設資材として利用を図るため、アスファルトやコンクリート製品の骨材として使用して、長期にわたる耐久性の調査等を行っている」との説明がありました。

これに対し委員より、「県民の中には、溶融スラグには有害物質が含まれているため不安を持っている人もいますので、活用に当たっては、その不安を払拭して、安心・安全を確保するための事業が必要ではないか」との意見があり、当局より、「この事業は産学官で行っているが、環境への影響などについて、今後、十分議論していきたい」との答弁がありました。

次に、社団法人宮崎県林業公社についてであ

ります。

当委員会は、宮崎県林業公社の今後のあり方に関して、これまで継続して審査を行ってまいりましたが、知事の考えを直接伺うべきとの結論に達し、次の3点について知事に申し入れを行ったところであります。

1、県においては、第3期経営計画の終期となる平成29年度に改めて公社のあり方を検討するとしているが、知事の在任中である26年度までに、廃止もしくは県有林化等を含めた見直しを行うこと。

2、県は、林業公社と一体となって、県方針で示された経営改善に向けた取り組みを確実に実行すること。

3、議会に対し、2に係る経営改善の実施状況等について、毎年、進捗状況等を報告すること。

このことに対し知事より、「平成26年度に、状況に応じて廃止もしくは県有林化等を含めた見直しを行う。みずからの責任としても確実な計画の実行に努める。経営状況について、常に点検・評価を行った上で報告する」との決意が表明されました。

当委員会といたしましては、厳しい経営状況にある林業公社の運営に当たっては、県民の負担を最小限に抑えるように、経営改善に万全に取り組まれ、一層の収支改善が図られますことを期待するものであります。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計286億9,100万円余であり、前年度と比較して2.5%の増となっております。

このうち、新規事業「犯罪の検挙と抑止のための基盤整備事業」についてであります。

これは、犯罪の発生状況に応じて配置箇所を変えられる移動可能な防犯カメラや映像再生装置等を整備し、犯罪の予防や検挙率の向上を図り、県民の安全と安心を守るものであります。

このことについて、委員より、「捜査を支援するカメラについては、設置場所などを公表しない方針のようであるが、どのように活用するつもりか」との質疑があり、当局より、「犯罪が発生している場所またはおそれのある場所に一定期間設置するなど、張り込み捜査の代替としての活用を想定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、カメラを設置することは、犯罪の抑止や犯罪検挙率の向上が期待される一方、設置場所などを公表しないことは、一般市民のプライバシー侵害など人権にかかわるおそれがあることから、運用においては

慎重な対応をしていただきますよう要望いたします。

次に、新規事業「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」についてであります。

これは、問題を抱えた少年に対し、警察が社会奉仕作業や農作業の体験の場を設けるなど、立ち直りを支援するための活動を行い、少年が再び非行に走ることを防止するとともに、少年を見守る社会機運を醸成し、「非行少年を生まない社会づくり」を推進するものであります。

このことについて委員より、「社会奉仕作業や農作業は立ち直りに非常に効果的であることから、農業関係者などと十分連携をとって実施していただくとともに、地域と一体となって少年非行を防止する取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局所管の平成24年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益44億1,200万円余、事業費41億6,200万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億4,900万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億4,400万円余、事業費3億1,400万円余で、収支残は3,000万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,700万円余、事業費2,500万円余で、収支残は180万円余であります。

このうち、新規事業「情報通信ネットワーク整備事業」についてであります。

これは、災害に強く信頼性が高い情報通信ネットワークを構築するため、企業局庁舎と発電所等の間に光通信等を導入し、通信回線の複

数ルート化を行うものであります。

このことについて、委員より、「サイバー攻撃への対応は考えているのか」との質疑があり、当局より、「サイバー攻撃への対策を十分考慮し、外部からインターネットを介して侵入できないよう、企業局専用の独立した回線整備を行う」との答弁がありました。

次に、企業局新エネルギー導入事業についてであります。

これは、企業局が本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの導入に取り組んでいるものであります。今後は小水力発電に重点的に取り組むこととし、これまで発電に利用されていなかった治水ダムの発電可能性調査等を行うものであります。

このことに関連して委員より、「今後とも、電気事業で培った企業局の技術やノウハウを生かして、新エネルギーの導入を進めている市町村等に対する技術的な支援を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,091億2,000万円余であり、前年度と比較して2.5%の減となっております。

このうち、延岡しろやま支援学校設置事業についてであります。

これは、延岡地区の特別支援学校3校を統合し、延岡西高等学校跡地に4月に開校する延岡しろやま支援学校の運動場及び駐車場の整備等を行うものであります。

このことについて、委員より、「開校に必要な整備は完了しているか」との質疑があり、当局より、「運動場と駐車場以外の施設について

は3月22日に完成予定であり、同日27日、28日には、保護者等を対象とした校内見学会を予定している。体育の授業については、整備が完了している体育館などを代替施設として活用するなど、授業に支障が生じないよう対策を講じている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、4月13日の開校に向けて万全の準備を進めていただくとともに、今後の工事により子供たちの学校生活に影響が出ないように、十分に配慮していただくよう要望いたします。

次に、「伸ばそう学力・高めよう授業力」学びの支援事業についてであります。

これは、小中学校の学力や学習状況をもとに、指導方法の工夫や改善を図るほか、教員の授業力を高め、児童生徒の学力を伸ばすものであります。

このことについて委員より、「学力については、県が実施した学力調査によると、まだ一定の地域は成績が高いようであるが、今後は、より一層、県内全域の均衡ある学力向上に努める取り組みが必要ではないか」との意見がありました。

次に、ふるさとを学ぶことについてであります。

このことについて委員より、「子供たちがふるさとのよさを再認識し、郷土に誇りを持つためには、その地域について学ぶことが重要である。そのため、子供たちが県内の中山間地域を初めとする各地域の自然や歴史等に触れる取り組みも必要ではないか」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中

の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○十屋幸平副議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○十屋幸平副議長 これより、委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。前屋敷でございます。

私は、先ほど御報告いただきました厚生常任委員長に対して、委員会審査の請願についての結果報告について、少しお伺いしたいというふうに思います。

請願の第9号、第10号は継続の請願でありました。第9号は「消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願」、第10号は「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願」でした。そして第15号は、今議会に提出された新規請願で、「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願」。この3件はいずれも不採択という報告でありました。私は紹介議員の一人として、この審査結果についてどのような不採択の理由が挙げられたのか、まずお伺いしたいと思います。

○黒木正一議員 委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いし、継続審査または採決をするか諮った結果、「採決」との意見があり、採決となりました。採決により

賛否をお諮りしましたところ、不採択となったものであります。

本請願の趣旨については、各委員の皆さんが十分に理解した上で、当委員会の審査結果に至ったものだと思っております。

○前屋敷恵美議員 明確な不採択、反対の理由がわからないんですけれども、当然、審査の結果が出たわけですから、請願者には議会のほうから通知が行くと思いますが、その結果だけの通知で、中身については報告がないということになっています。紹介議員としては、どういう経過で不採択になったのか、反対をされたのかという中身について報告する義務がありますので、少しその審査の中身について伺いたいと思いますが、どういう問題点が挙げられたんでしょうか。

○黒木正一議員 審査につきましては、必要であれば資料の準備等さまざまな方策があったというふうに思いますけれども、委員会では特にそのような議論はありませんでした。慎重に審査をした結果の委員会の総意として認識をしております。

○前屋敷恵美議員 論議がその中で深められないでは、「慎重な審査をした」という表現はいかがなものかというふうに私は思います。

この年金の問題については、まさに生活そのものに直結する課題だけに、やはり請願者は、しっかり議会で受けとめてほしいという思いだったというふうに思います。ぜひ議会に招致などされて、そういった請願者の思いを酌み取ることも必要ではなかったかと思いますが、その点、委員長としてはどのように思っていますか。

○黒木正一議員 委員長としての考え方でありますが、委員長としては、委員会において肅

々と審査を行いました。その結果と申しますか、各委員の皆さんが十分に理解した上での当委員会の審査結果に至った。繰り返してありますが、そういうふうを考えております。

○前屋敷恵美議員 以上で終わります。

○十屋幸平副議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○十屋幸平副議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。提出議案に対するの討論を行います。

まず、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計予算」、第51号から第53号まで及び第55号について、反対の立場から討論いたします。

議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計予算」についてです。

本年度の当初予算は、一般会計で5,728億3,000万円、県債発行額は788億8,600万円、県債残高は1兆519億円に達する見込みで、公債費は949億600万円と、依然として厳しい財政状況になっています。県税収入は年少扶養控除の廃止などによりふえていますが、県民負担と一体のものであります。自主財源比率は前年度比を下回っています。依存財源である地方交付税、臨時財政対策債は合計で昨年度より0.2%、わずかながらふえていますが、補助公共事業の減や子ども手当の廃止などによる国庫支出金や地方譲与税が大幅に削減をされたものです。

今、県民は、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火と相次いだ災害被害からの再生・復興に向けて懸命に努力を続けています。長引く不

況の中での地域経済の疲弊とともに厳しい生活状況に置かれています。国会では、「社会保障と税の一体改革」が議論されている最中ですが、社会保障を削りながら税負担はふやすという中身では、国民生活への影響は深刻なものにならざるを得ません。こうした中で、県がどれだけ国の悪政の防波堤の役割を果たし、県民の暮らし、福祉を守っていくのか、地方自治体本来の役割、あり方が大きく問われています。本年度県予算では、地域経済活性化・防災対策特別枠50億円を設置して、県立学校緊急耐震化事業や木造住宅の耐震化リフォーム事業を行うなど、積極的な施策展開が見られます。しかし、真に県民の立場に立ったものであるか、ほかにも幾つか問題点があります。

第1に、福祉・医療の問題です。後期高齢者医療費負担金146億7,600万円、また、同制度安定化基金事業に6億2,500万円余が計上されています。お年寄りを年齢で区別し、高い保険料と差別医療を押しつけている後期高齢者医療制度は、直ちに廃止すべきです。また、国民健康保険についても、保険料が高過ぎて払えない滞納世帯がふえ、保険証が交付されない世帯が病院にかかれない深刻な事態にも及んでいる状況の中で、その解消のためにも、市町村国保に対する県の法定分以外の助成について手当てすることも求められていると思います。また、介護保険法の改悪がなされる中、本来必要な介護サービスが十分提供されない事態が危惧されます。現在3,000名からの高齢者の方々が入所を待っておられる特別養護老人ホーム等の施設整備は、その実態から大きく立ちおくらせています。

第2に、労働費が前年度対比で51%の減となっており、ふるさと雇用再生基金事業や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業などが終了した

ことによるものですが、深刻な雇用状況の中、抜本的な対策が求められています。商工費で中小企業金融対策費などはふやされておりますが、小規模事業者対策の補助金などは減額され続けています。誘致企業による経済・雇用対策も必要ですが、地元経済を支えて不況の中で頑張り続けている地元中小企業を、もっと直接支援して雇用拡大にも結びつける施策が必要です。

第3に、農業関連では、価格保障や所得補償の予算が必要です。また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要だと思います。そのためにも、不要不急の土木事業の見直しを図ることも必要です。

第4に、合併後の新市町村への財政健全化支援など2億9,200万円が計上されています。利益誘導での合併促進を図ってきた結果、さまざまな課題が生じています。その解決とともに合併の総括を行い、今後の合併のあり方を見直すべきだと思います。

以上、新年度予算について、財政運営を含め幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を、そのために必要な支出を図る予算執行を求めたいと思います。

次に、議案第51号から第53号までについては、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、議案第55号「宮崎県高齢者保健福祉計

画の変更について」です。

第六次高齢者保健福祉計画と第五期介護保険事業支援計画をあわせた高齢者保健福祉計画ですが、基本的には、高齢化が進む中で、高齢者の立場に立って、実態に即し、高齢者のだれもが安心して医療や介護が受けられるものでなければなりません。介護保険法施行から10年が経過し、昨年6月に介護保険法が改定されました。そして今、国が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、介護の分野でも効率化・重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ち出しています。団塊の世代が75歳になる2025年に、「要介護認定者数を現行ベースより3%程度削減」という目標を掲げ、軽度者からの介護取り上げや負担増を強いる一方、在宅強化の名のもとに、コストのかかる施設・医療機関の利用抑制を強めるものとなっています。こうした医療から介護へ、さらに在宅化を進め、他方で生活援助を縮小するやり方は、介護難民を一層ふやすことが危惧されるものです。

今回の宮崎県高齢者保健福祉計画は、こうした政府の方針を受けた計画となっています。特に施設サービスを見ても、現在、特養ホーム入居待機者は約3,000名が把握されているもとの、施設及び住居系サービスの入所定員数の見込みは、平成26年度でわずか626人増と、到底実態に見合ったものとはなっていません。また、軽費の養護老人ホームなどは、現在の整備水準を維持するにとどまっており、低所得の高齢者の実態にこたえるものにはほど遠い状況です。特養ホームを初めとする介護基盤の整備は喫緊の課題です。そもそも、介護保険制度が当初の目的からかけ離れ、「保険あって介護なし」の言葉に象徴されるように、高過ぎる保険料、利用料負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護

認定や利用制限額などによって、利用できる介護が制限されるなど多くの問題点が噴出しています。本計画が、こうした課題の分析や解決につながるような実態に即した充実を求めたいと思います。

最後に、請願についてです。

継続請願第9号、同じく第10号及び新規請願第15号は、いずれも年金制度の充実を求めるものです。しかし、この3件はいずれも不採択と報告されました。年金制度の充実を求めるこの3件の請願は、いずれも年金者の暮らしを守る上で極めて切実な請願でありました。年金は、この10年来たびたび引き下げられ、この4月にも、「社会保障と税の一体改革」の名のもとに0.4%の引き下げが行われようとしています。さらに、今後3年間で、過去の物価スライドの凍結・抑制分2.5%を引き下げることを行おうとしています。このことは、10年も前にさかのぼって、当時の物価が下がっていたことを理由に年金を下げるというものですが、当時の消費者物価が下がっている主な原因は、パソコンやテレビ、ビデオなどの値下がりによるもので、日常生活の必需品で考えたら、生活費の負担が減っているわけです。こうした年金の削減にあわせて、医療や年金、介護の保険料の引き上げ、さらに低所得者に、より負担の重い消費税の増税計画は、消費不況の原因をつくることにもなりかねず、ますます国民の暮らしを深刻なものにすることになりかねません。

○十屋幸平副議長 前屋敷議員、時間が過ぎております。

○前屋敷恵美議員 (続) 年金を頼りにする高齢者の暮らしをしっかりと県政が支えていく立場に立つならば、こうした請願を県議会がしっかりと受けとめて、採択こそ求めたいというふう

に思います。

以上をもって討論といたします。

少し時間をオーバーいたしまして、失礼いたしました。〔降壇〕

○十屋幸平副議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第51号から第53号まで及び第55号採決

○十屋幸平副議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第51号から第53号まで及び第55号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第50号まで及び第54号採決

○十屋幸平副議長 次に、議案第2号から第50号まで及び第54号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第9号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第9号について

お諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第10号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第10号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第15号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第15号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第14号、第17号及び第18号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第14号、第17号及び第18号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択

であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○十屋幸平副議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第82号採決

○十屋幸平副議長 次に、さきに提案のありました、教育委員会委員の任命の同意についての議案第82号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第82号については、同意することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○十屋幸平副議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、防災対策特別委員会、井本英雄委員長。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、防災対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。その概要を御報告申し上げます。

本県は、地理的・自然的条件から、幾度も暴風、豪雨等、大きな自然災害による被害を受けてきました。平成23年1月には、明治以降、小規模な噴火を続けていた霧島火山群において、新燃岳が52年ぶりとなる爆発的噴火を起こしました。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方沿岸部を中心に2万人近くもの死者・行方不明者を出すなど、広範囲な地域に甚大な津波被害を及ぼし、これまでに体験したことの無い未曾有の巨大災害となりました。

この巨大災害の教訓は、我々に、本県にも発生し得る災害の脅威と、想定にとらわれず県民みずからが判断し実行する防災対策の重要性を、改めて認識させたところでもあります。

これまで、県においては、治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備

等、さまざまな防災対策を講じてきたところでもあります。

しかし、東日本大震災の発生により、これまでの想定に基づく防災対策からの大きな転換が求められることになったところであり、当委員会では、想定を超える災害に対して、被害を可能な限り抑え、その拡大を防止するために、我々はどのようなことに取り組んでいくべきかとの認識のもとに、調査対象や調査事項を検討してきたところでもあります。

当委員会は、新燃岳噴火や東日本大震災等の発生を受け設置された委員会であり、地震、津波、噴火などの自然災害を調査対象とするとともに、次に述べる3つの事項について調査を進めてまいりました。

まず、1つ目の調査事項、「防災対策に関すること」についてであります。

本県においても、大規模な海溝型の連動地震が発生する可能性があること、新燃岳のマグマだまりには、マグマが昨年の噴火当時と同じレベルまで蓄積されており、予断を許さないこと、集中豪雨によって深層崩壊の発生の可能性が極めて高いことなど、我々のすぐそばに災害の脅威が迫っております。

調査を進める中で、想定を超える災害に対しては、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、被害を最小限に抑える多重防御による「減災」の考え方が必要であることがわかりました。また、本県では、避難勧告等を受けても実際に逃げる人は少なく、避難率を向上させることが大きなソフト対策上の課題となっていました。自分だけは大丈夫であるとの「正常化の偏見」や、ここまで逃げれば大丈夫だろうという「想定」にとらわれず、避難を徹底すること等が必要であります。

また、国では、東日本大震災の発生を受けて、想定の見直しなど防災基本計画の改定に向けた取り組みが行われており、本県においても、総合的かつ具体的な防災対策計画である宮崎県防災計画等の見直しを進めております。これらの計画に記された本県の防災対策が総合的かつ計画的に推進されることも、強く求められております。

次に、2つ目の「防災対策推進に係る条例に關すること」であります。

当委員会では、これまでの調査から明らかになった本県防災対策の現状や課題等を踏まえ、県を挙げて防災に取り組み、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くためには何が必要とされているかについても、協議を重ねてまいりました。

宮崎県防災対策推進条例は、平成17年の台風第14号の被害を受け、風水害対策に重点を置いて策定した、当県議会初の議員発議による政策条例であります。東日本大震災等を教訓に、この条例の見直しに取り組むことこそ、当委員会の主眼であるとの認識のもとで、条例改正の必要性が検討されたところであります。

東日本大震災等に係るさまざまな防災上の課題を現行条例の内容に照らしたとき、1、地震・津波対策の拡充、2、本県の防災対策の実効性を高めるための仕組みづくり、3、自助、共助、公助による地域社会全体の防災力向上、4、防災教育の推進など、4つの事項を条例に定める必要があると判断したところであります。

そこで、これまでの想定を超える災害にも対応できる災害に強い地域社会の実現を図るため、東日本大震災の防災に関する条例改正としては全国の都道府県で初となる「宮崎県防災対

策推進条例の一部を改正する条例(案)」を、本県議会に提出したところであります。

3つ目の調査事項、「消防団について」であります。

当委員会では、消防防災のリーダーとして、災害から地域を守る消防団の役割が重要であると判断し、消防団の実態把握に努めてまいりました。

特に、大規模災害時の対応は常備消防の力だけでは十分ではなく、要員動員力、即時対応力、地域密着性を持った消防団の活動が欠かせないからであります。

しかし、消防団員数は全国的に減少しており、本県でも10年前と比較して817名減少し、平均年齢は2.3歳上昇するなど、団員の減少と高齢化が進んでまいりました。

消防団員との意見交換では、団員のサラリーマン化により、中山間地域では日中の災害に対応できないことや、若い消防団員の確保が難しい理由は、時間を拘束されるためであり、単に報酬が低いからだけではないことなどを伺ったところであります。また、東日本大震災では多くの消防団員が被災したことを受けて、「同じような津波が来た場合には、要援護者を助けることは難しく、逃げることしかできないのではないか」との発言がありました。消防操法訓練しか受けていない消防団員に対して、巨大災害にどこまで対応を求めるのか、装備の充実や研修が必要ではないか等の課題も浮き彫りになったところであります。

また、消防非常備市町村は本県に7団体ありますが、全国的に見ると、非常備市町村割合は極めて少なく、37団体のうちの7つが本県に存在している状況であります。委員会では、消防非常備市町村の常備化に向けた取り組みを進め

る必要があるとの意見が重ねて出されたところであり、非常備消防市町村の常備化も含めた消防団等の充実が図られていくことが求められます。

さらに、当委員会では、これらの調査活動を踏まえ、これまでの想定を超える災害に対しても、可能な限り被害を抑え、その拡大を防止するために、次の8つの対応がいずれも必要であると判断し、県当局に提言をいたしました。

- 1、地域のつながりや地域間連携の強化を図ること。
- 2、県及び企業の事業継続計画の策定を早急に進めること。
- 3、本県の防災体制のさらなる強化を図ること。
- 4、防災教育の推進を図ること。
- 5、住宅耐震化のさらなる推進を図ること。
- 6、消防団等の充実を図ること。
- 7、県民の円滑な避難を促す体制を整えること。
- 8、本県の防災に関する詳細な県民意識調査を行うこと。

の8つであります。提言内容の詳細につきましては、お手元の報告書にお示ししましたとおりでありますので、御確認ください。

最後に、釜石市の子供たちは、防災教育の徹底により、想定にとらわれることなく率先避難し、ここまで避難すれば安全であるとの判断力を身につけることによって、東日本大震災の大津波から一緒に避難した方を含め多くの方々とともに助かりました。

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、防災教育の推進や日ごろからの防災訓練の励行等により、県民一人一人が防災への高い意識と正しい知識を持ち、防災力を向上させていくこ

とによって、その被害を必ず減らすことができます。

また、県内調査でお伺いした宮崎市の島山区防災隊では、災害時要援護者に介護ランクをつけて、だれがどこを助けるかという体制まで確立していました。この取り組みができる理由は、だれが産休で帰ってきたなどの情報の把握ができるほど、地区内で隣近所とのつながりが強いためであるとお伺いしました。

県土の大部分を中山間地域が占め、過疎化、少子高齢化の進展等により、地域コミュニティーの衰退が懸念される本県においては、地域中でのつながりや地域間連携の強化を図ることが、災害を最小限に抑える大きな力となるのです。

当委員会が提案した条例の改正により、県を初め、県民、事業者、市町村、自主防災組織等が常に危機意識を持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係や地域のきずなを醸成しながら、連携・協働し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策が計画的に推進されることによって、県民が安心して生活できる地域社会が今後も続きますことを切に願いながら、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

○十屋幸平副議長 次は、医療対策特別委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員 [登壇] (拍手) 医療対策特別委員会の御報告をいたします。

当委員会では、本県の医療対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

まず、「地域医療の充実について」でありま

す。

御案内のとおり、本県の医療を取り巻く状況は、依然として医師や看護師などの医療従事者が慢性的に不足しており、特に産科、小児科などの特定診療科の医師不足、医師の地域偏在、医師の高齢化など、多くの課題を抱えています。

当委員会では、本県が直面する地域医療の現状や課題について、各地域の医療機関や県医師会、有識者など、幅広い医療関係者との意見交換を実施してきたところですが、特に医師の高齢化については、10年、20年後における本県医療体制を考慮すると大変危惧しているという共通した意見が聞かれました。若手の医師が減少しているのは、臨床研修医の数が減少していることが主な要因であるということは、当委員会及び県当局ともに一致した見解でありました。

県当局においては、平成23年度から医師確保対策に特化した専任担当を設置し、また、大阪や東京での研修病院説明会への出展によるPR、さらには、宮崎大学に設けた地域枠の本県出身者が本年3月に卒業することもあり、臨床研修医の数は、平成23年度の29名に対し、平成24年度は1月末現在で69名の予定者を確保しており、大きく飛躍することができました。

しかしながら、臨床研修医を獲得するための競争は、全国の医療機関の間で激しさを増しており、研修プログラム及び研修指定病院のさらなるPRの充実、本質の指導に重点を置いた研修内容の充実を図らなければ、今後の継続した研修医の確保、さらにはその後の本県への定着は難しいと考えます。

臨床研修医の確保は、県民の安心できる生活に直結するものであり、行政が取り組むべき極めて重要な課題です。県においては、ぜひとも

全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、「在宅医療の推進について」であります。

我が国は、世界に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、本県では、全国よりさらに5年ほど早く進んでいると言われていています。同時に死亡者数も年々増加しており、今後、超高齢社会から多死社会へと向かっていきます。それに伴い、ますます医療を必要とする県民が増加していくことが予想される中で、要介護者や終末期を迎えた患者の多くが、自宅での療養を希望している調査結果等もあることなどから、そのあり方を検討していくことが必要になってきています。

県においては、平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする宮崎県医療計画の中で、4疾病6事業の中の一つとして在宅医療を掲げ、施策の推進を図ることとしていますが、県当局からは、「在宅医療の分野は、基本的なデータも十分とれていない状況があり、今後、在宅での施策を進めていく上で基礎的なデータを充実させる必要がある」との答弁があったところです。

県外調査で訪問した熊本県では、県民を対象に、在宅医療や訪問看護に関する実態調査を実施し、5割以上の熊本県民が、在宅での療養生活を送りたい、終末期を自宅で迎えたいと希望していることなどから、在宅療養や在宅でのみとりを支援するための計画の策定やモデル事業の実施など、さまざまな取り組みを行っていました。

また、国においても、今後、積極的に在宅医療を推進していく状況にあります。核家族化等による高齢者の単独世帯の増加や、いわゆる老老介護が増加している状況のほか、本県が直

面している医師不足の状況等もあることから、押しなべて在宅医療を推進するのではなく、本県の実情等を把握し、データに基づく現状分析を行い、本県の実情に合わせた形での在宅医療の推進を図っていく必要があると考えます。

また、熊本県では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援である地域包括ケアシステムを活用し、地域全体で一体となって見守り機能を発揮させるためのモデル事業や、在宅療養支援体制のモデルづくりに取り組む団体等への補助事業を実施していました。実態に応じたモデル事業に取り組み、効果を検証しつつ拡充させていく必要があると考えます。

次に、「がん対策の推進について」であります。

現在、日本人の2人に1人が生涯のうちに「がん」に罹患し、亡くなられる方の3人の1人が「がん」によるものであると言われております。本県では、昭和57年以降、「がん」が県民の疾病による死亡の最大の原因となっております。さらに、「がん」は、加齢により発症の危険性が高まるため、今後、急速に高齢化が進行することを踏まえると、その死亡数はさらに増加することが推測されます。

このような中、本県では、がん対策基本法の施行により、平成20年3月に宮崎県がん対策推進計画を策定し、がんによる死亡率の減少や、がん患者の生活の質（QOL）の向上を図ることを全体目標に掲げ、がん対策のより一層の充実を図ることとしています。

当委員会では、この計画を達成するための取り組み及びその進捗状況について説明を求めたところですが、既に直近値で目標を上回っているものや、計画に従い順調に推移しているもの

もありましたが、その多くは、必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況でありました。

また、「がん対策推進条例の早期制定についての請願」の提出者であるがん患者会からは、「本県のがん死亡者数は全国平均を上回り、対策に使われる予算は、全国でも下から数番目くらいの消極的な取り組みでしかない。全国の都道府県の取り組みを参考に本県のがん対策を充実させてほしい」との切実な意見も伺ったところです。

県民みずからが、がんを他人事としてではなく身近なものとしてとらえ、がんから県民の生命と健康を守り、県民が安心して生活できる環境をつくるために、がん患者を含めた県民の立場に立った総合的ながん対策を推進していく必要があると考えます。

そのような観点から、当委員会では、1、がんの予防及び早期発見の推進、2、がん医療の充実、3、緩和ケアの充実等によるQOLの向上の3つの柱に焦点を当てて調査を行ってきたところであります。

その結果、以下の9つの事項について要望いたします。

1、公共の場での禁煙・分煙の着実な推進を行うとともに、市町村等と連携し、行政が率先垂範して受動喫煙防止対策を推進すること。

2、企業や団体、県民を巻き込んだ取り組みにより、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発・普及の推進に努めるとともに、休日や夜間におけるがん検診の実施など、受診しやすい環境を整え、がん検診受診率の向上を図ること。

3、がんに関する知識や早期発見の重要性に関する知識、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣などのがんの予防につながる知識につい

て、学校における健康教育のさらなる充実を行うこと。また、県民一人一人が家庭や地域でも認識を深めていくことができる環境の整備、取り組みの充実を図ること。

4、平成25年1月からの登録の開始に向け準備をしている地域がん登録について、大阪府の住民基本台帳ネットワークの活用例等を参考に、県民のがんによる死亡率の減少や、がん医療の充実に還元するための登録であることを考慮し、市町村や関係機関の意見等も広く聞きながら、登録の実施に向けて検討すること。

5、平成23年10月から運用が始まっているがん地域連携クリティカルパスの取り組みについて、パスを普及させるための運用コーディネーターを配置するなどしている熊本県など他県の取り組み等を参考に、パスの充実及び普及させる取り組みを充実すること。

6、県民が専門的見地からがん医療を受け、安心して生活できるよう、がん治療を行う医師だけでなく、看護師、薬剤師、放射線技師など、専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成・確保を図ること。

7、がんの治療と並行して、治療初期からの緩和ケアが実施できるような体制整備や人材の育成・確保など、患者や家族のニーズに合った緩和ケアを提供するための仕組みを整備すること。

8、がん患者の皆さんが、少しでも不安や悩みを解消でき、前向きにがんと闘っていけるよう、がんサロンやがん患者会の普及促進に努め、がん患者及びその家族等に対する支援を充実すること。

9、セカンドオピニオンの相談受け入れ体制及び相談支援センターを充実させるとともに、相談機関があることを知らない患者や家族が多

くいることを踏まえ、周知 するための広報活動を充実すること。

これまで述べてきたことを踏まえ、当委員会では、委員から、「がんは罹患した人でないとわからないでは対策は進まない。県民全体が、がんを他人事としてではなく身近なものとしてとらえ、社会全体の問題として認識を深めていけるような条例を制定することが必要である。実効性のある条例にするには、県民を含めた県全体で取り組んでいく必要がある」などの意見が出され、議論の結果、がん対策を着実に推進するとともに、がん対策を総合的に県民とともに推進するため、条例を制定することが必要であることを決定いたしました。

以上、当委員会の調査活動の概要を申し上げてきました。

本県の医療を取り巻く状況は、多くの課題を抱えており、さらに、これらの課題解決は、県民の安心できる生活に直結するものであり、県民の切実な願いであります。研修医の確保や在宅医療の推進、がん対策の推進について、県はリーダーシップを発揮しつつ、県民を巻き込みながら、これまで以上に大きな役割を担っていく必要があると考えます。

また、当委員会では、「これまでに設置された医療対策特別委員会の調査報告を見ると、本県地域医療の現状は非常に厳しい状況にある。すべての県民が質の高い医療サービスを安心して受けられるよう、今後も調査及び議論を重ねて、市町村や病院、医療関係者、すべての県民を巻き込んだ地域医療を守るための条例を制定し、県民総力で意識を高め、地域医療を守っていく必要がある」との意見が出され、当委員会の全会一致の認識として確認したことを申し添えます。

最後に、当委員会が提案した地域医療の充実及びがん対策の推進に関する提言等により、研修医の確保や在宅医療の推進、さらには、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の支援等、がん対策が総合的に県民とともに推進され、将来にわたって県民が安心して生活できる一助になりますことを切に願ひまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○十屋幸平副議長 次は、産業再生・エネルギー対策特別委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、産業再生・エネルギー対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県では、平成22年4月から7月にかけて口蹄疫が発生、処分された家畜頭数は約30万頭にも及び、畜産業を初め畜産関連産業、観光関連産業、卸売・小売業など、あらゆる分野に多大な影響を与えました。さらに、県民生活への影響も、雇用環境が悪化するとともに、さまざまな地域振興イベント等の中止や延期などにより、全県的に地域活力が低下したこと等から、口蹄疫からの再生・復興を図ることが喫緊の課題となっています。

また、県民生活の向上を図るためには、まずもって本県の産業の活性化を図らなければなりません。そのためには、本県の産業構造や特徴等を詳細に調査した上で、本県の基幹産業である農林水産業の付加価値を高める取り組みを初め、さまざまな角度から産業振興を図る手段について検討していく必要があります。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、電力の安定供給に支障が生じ、国や

電力会社等が節電を呼びかける状況にあります。電力等のエネルギーは、企業の生産活動を維持発展させる上で必要不可欠であることから、電力の需給状況等を調査するとともに、本県の地域特性を生かしたエネルギーを活用することによって産業の振興や地域の活性化を図ることについても、調査検討していく必要があると考えました。

このような認識のもとで、当委員会では、「口蹄疫からの再生・復興に関すること」、「産業の活性化(6次産業等新産業創出)に関すること」、「エネルギー対策に関すること」の3つを調査事項とし、所要の調査を行ってきました。

まず、「口蹄疫からの再生・復興について」では、県内の経済に甚大な影響を与えた口蹄疫からの再生・復興に向け、県は、本年度、口蹄疫からの再生・復興を統括する畜産・口蹄疫復興対策局を新設する等の組織改正を行うとともに、平成23年5月20日には、防疫体制の強化や産地構造・産業構造の転換、経済・雇用対策等の9つの大項目から成る「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表を策定し、これに基づいたさまざまな取り組みが実施されています。

当委員会は、口蹄疫からの再生・復興の状況等を調査するため、平成23年8月に川南町役場を訪問しました。川南町では、優良家畜導入事業や家畜防疫施設整備事業等の口蹄疫復興対策、プレミアム付商品券発行事業や住宅リフォーム助成事業の商工業景気対策に取り組まれています。畜産経営の再開状況について、「再導入割合は、頭数で最大でも7割程度になるのではないか」との意見や、埋却地について、「3年後は非常に荒れている状況となるが、農地に戻すための予算がない。農地再生の支援を

お願いしたい」との意見を伺ったところであります。

県においては、引き続き、経営再開を逡巡している農家の経営再開に向けた支援や、巡回指導を含めた防疫体制の強化に取り組んでいただくとともに、全県的に地域活力が低下したことから、観光やサービス業等に対する経済・雇用対策など、工程表の着実な実施ときめ細やかな対策を推進していただくよう要望します。

また、埋却地の農地再生については、埋却地が農地に戻ることで口蹄疫が終息したと言えると思っておりますので、国への支援要望等について検討していただくとともに、畜産経営の再開や耕種転換について不安を持つ農家もおられることから、先駆的に取り組まれた農家を成功事例に導き、その情報を共有できるような環境づくりにも努めていただきたいと思います。

運用型基金事業で実施されるさまざまな取り組みが成果を上げ、支援した事業が終了した後も、地域に根づいていくことで地域経済の活性化が図られることを期待します。

次に、「産業の活性化（6次産業等新産業創出）について」では、「みやぎ元気プロジェクト」の地域経済循環システムの仕組みづくりにおいて、平成20年度における本県の移輸入超過額（赤字）が5,400億円であることが示されています。本県の産業を活性化させ、県民所得の向上を図るためには、県外からいかに外貨を宮崎県に稼ぎ、そして、稼いだお金をいかに循環させるかということに尽きます。

本県の産業構造を見ますと、製造業は14.9%となっていますが、製造業の割合が37.5%である滋賀県は、移輸出超過額（黒字）が約9,640億円、1人当たりの県民所得が298万円となっています。さらに、本県の製造業の製造品出荷額の

状況を見ますと、平成19年の出荷額は1兆4,367億円で、平成21年はリーマンショックで1兆2,295億円となりましたが、食料品製造業の出荷額は平成19年が2,566億円、ところが、平成21年には2,578億円と逆に若干ふえており、食料品製造業が外的要因に余り左右されない分野であることがうかがえ、食品加工を初めとした製造業に対する支援にさらに力を注いでいただきたいと思います。

地域経済循環システムは、本県の産業振興を図る上で非常に重要な視点であると考えます。この地域経済循環システムを確実なものにするためには、県のあらゆる事業活動を通じた率先垂範はもとより、何よりも県民等の協力が不可欠であります。そのためには、地産地消に取り組むことがどのような効果を県内経済、県民生活にもたらすかを示すことが重要であり、周知啓発を図り、県民運動への展開に持っていくような取り組みを進めていただきたいと思います。

また、6次産業化等については、先述のとおり、製造業の割合の高さが、県際収支とともに、1人当たりの県民所得にも密接に関係していること等から、本県産業の活性化を図る上で、6次産業化・農商工連携による食品加工分野の成果が期待されるところであります。

県内外調査で訪問しました6次産業化や農商工連携に取り組まれている事業者は、しっかりとした経営理念を持ち、既存事業の活用や販路を確保した上で取り組みを進めるなど、強いリーダーシップを発揮して事業展開を図っており、このような事業者をふやすことが本県の産業の活性化の上で重要であります。意欲ある事業者をより多く見つけ出す取り組み、買い手目線に立った商品開発の技術的支援、安定した事

業化に至るまでの財政支援の強化を図っていただきたいと考えます。

「エネルギー対策について」では、北海道札幌市にあります株式会社NERC（ネルク）を訪問しました。同社は、北海道大学のベンチャー企業として設立され、これまでに40を超える自治体の新エネルギービジョンの策定を担当するとともに、「エネルギーの地産地消による経済効果」を調査・分析されている企業です。

調査の中で、エネルギーの地産地消による経済効果について、国内外の例を説明いただきました。

国外の例として説明いただいたのが、オーストリアのギュッシング市の取り組みです。ギュッシング市は、オーストリアの最も貧しい地域でしたが、木質チップだきボイラーを利用した地域熱供給を初め、木質やその他のバイオマスを原料に、BTL（バイオ燃料）製造やガス化利用、太陽熱利用を行うことで、1991年段階と2005年段階を比較すると、市域外流出額7億4,400万円がゼロに、市域内循環額7,800万円が16億3,200万円に、市税収入4,800万円が1億4,400万円になったということです。

地域に必要なエネルギーを地域にあるエネルギー資源で賄うことで、富が地域外に流出せず地域内に残り、地域の中で富が循環することで新たな経済効果も相乗的に増大するというエネルギーの地産地消による経済効果は、新たな産業創出等を図る上で重要な視点であります。

県では、「みやざき元気プロジェクト」において、地域経済循環システムの仕組みづくりを産業振興の観点からうたっていますが、エネルギー分野においても、省エネルギーの推進とともにその取り組みが求められると考えます。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気

の調達に関する特別措置法」（再生可能エネルギー特措法）の動向を注視しながら、引き続き、太陽光発電等の導入促進を図っていただくとともに、「宮崎県新エネルギービジョン」の見直しに際しては、エネルギーの地産地消効果や地域内経済循環の効果を踏まえた、本県におけるエネルギー施策の方向性についても検討していただきたいと思っております。

最後に、一刻も早く口蹄疫からの再生・復興をなし遂げるとともに、外貨獲得産業が成長し、地域経済循環システムが確立することで産業が活性化し、雇用が確保され、将来にわたって県民が安心して暮らしていけることを願って、当委員会の報告といたします。（拍手）
〔降壇〕

○十屋幸平副議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○十屋幸平副議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成24年 3月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条

例

議員発議案第 2 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第 3 号

高速道路のミッシングリンク解消に関する
意見書

議員発議案第 4 号

エネルギー基本計画の見直し等に対する意
見書

議員発議案第 5 号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

議員発議案第 6 号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受
入処理を求める決議

議員発議案第 7 号

県議会のあり方に関する検討委員会の設置
期限延長

平成24年 3 月 22 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 厚生常任委員長 黒木 正一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第 8 号

知的障がい者が安心して暮らせる24時間支
援の切れ目のない入所施設の存続を求める
意見書

議員発議案第 9 号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮
称）」の制定を求める意見書

議員発議案第10号

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の
提言を尊重した障害者総合支援法の制定・

実施を求める意見書

平成24年 3 月 22 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 防災対策特別委員長 井本 英雄
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第11号

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する
条例

平成24年 3 月 22 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 医療対策特別委員長 内村 仁子
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第12号

宮崎県がん対策推進条例

平成24年 3 月 22 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 井本 英雄
十屋 幸平
田口 雄二
太田 清海
緒嶋 雅晃
黒木 正一
後藤 哲朗
西村 賢
河野 哲也

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

延岡南道路無料化を求める意見書

平成24年3月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎
井本 英雄
田口 雄二
新見 昌安
宮原 義久
松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第14号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第14号まで追加
上程

○十屋幸平副議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第14号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第5号まで、第7号から第10号まで、第13号及び第14号の各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号から第5号まで、
第7号から第10号まで、第13号及び
第14号採決

○十屋幸平副議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号まで、第7号から第10号まで、第13号及び第14号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第6号提案理由説明

○十屋幸平副議長 次に、議員発議案第6号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 それでは、発議者を代表して、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」の提案理由を説明させていただきます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な瓦れきが発生し、1年を経過した今になってもその処理が進

まず、被災地の復旧・復興に向けた大きな妨げとなっているのは御案内のとおりであります。

先般、我が自由民主党を初め、新みやざき、社会民主党、公明党の4党派で、被災地の瓦れき受け入れについて知事への申し入れを行いました。その際、本県は、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等が発生したとき、全国から多大な支援を受けたことをもう一度しっかりと考え、被災地の復旧・復興に、率先して最大の協力をお願いしたいと申し上げました。

今月17日には、市町村長との意見交換会が開催されましたが、知事の後押しさえあれば、行動に出られる市町村長もいらっしゃるように思われます。

野田総理が言われるように、今こそ、我々日本人の国民性が試されているものであります。議員各位におかれましては、決議の趣旨を十分御理解いただき、全会一致で御賛同を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)〔登壇〕

○十屋幸平副議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 討 論

○十屋幸平副議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋

敷恵美でございます。

議員発議案第6号「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」について討論いたします。

東日本大震災により発生した膨大な災害瓦れきをできるだけ速やかに処理することは、被災地の復興にとって最大の課題であることは言うまでもありません。しかも、その処理を被災地だけで行うことは困難な状況でもあります。政府が、被災地での処理能力を強化するのはもちろんのこと、被災県以外の協力を得て、政府が責任ある方策をもって広域処理を進めることも必要な状況であります。

しかし、この広域での瓦れき処理に関しては、全国でも県内でも多様な意見があります。事は目に見えない放射能汚染の問題であり、さまざまな不安や懸念を抱く方々の思いは十分理解できます。広域処理必要論だけで事を運び、受け入れを望まない方たちの意見や声を無視することは許されません。何より、住民合意を得て進めることが肝要です。そのためにも、政府の責任ある方策が求められているものです。

本決議案では、科学的な見地に基づく放射能の影響検証による安全性の確保と、受け入れ判断の主体である市町村長との十分な意見交換の必要性をうたっておりますが、まさに今必要なことは、政府が、瓦れきに放射性物質が含まれていることへの対策を真剣に講じることです。

焼却の際の廃棄による放射性物質の拡散問題や飛灰の処理、また、廃棄物や焼却灰の埋立処分場周辺の放射線量の問題、雨水や地下水などで漏れ出さないかなど、こうしたさまざまな懸念や心配に政府はきちんとこたえなければなりません。

現在、政府が示している放射線セシウム濃度

の8,000ベクレル以下という基準は、原子力安全委員会が当面の考え方として示したものに準拠して審議されただけのもので、健康被害を起こさないことを担保するものとは言えません。

政府は、住民の健康と安全を守る立場で、放射性物質で汚染された廃棄物の基準と放射線防護対策などを抜本的に見直し、住民の納得を得る必要があります。

さらに、受け入れ自治体に対しては、財政面を含む全面的支援を行う必要があります。既に宮崎県では、知事と市町村長との意見交換が行われました。住民に直接責任を負う自治体の長としての立場でさまざまな意見が出され、問題点が指摘をされています。

私は、被災地の厳しい現状の打開のために瓦れき処理を早急に進めようとするならば、受け入れのための合意形成が図られる安心・安全のための方策を、政府が直ちに明確に示すことを求める意見書こそ、政府に提出すべきではないかと思えます。これは多くの県民の思いでもあると思えます。

市町村に検討をお願いするに際しては、こうした政府の果たすべき責任をしっかりと担保する必要があることを述べて、瓦れき処理の必要性を重視する立場で、同決議案に賛成を表明するものです。以上です。〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 郷中の会の有岡でございます。

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」に対しまして、さまざまな御意見を紹介し、さらに、宮崎県としての基本姿勢を確認しながら、賛成の立場で討論を行います。

受け入れに対しまして、2件の申し入れ紹介

をさせていただきたいと思いますが、その前に、宮崎県民の思いとして、東日本大震災を受けた皆様方の復興を願う、その思いは皆さん一緒だと思っております。ただ、その中で、瓦れきの放射能の問題等で意見が分かれているという現状だというふうに認識しております。その中で申し入れをいただいておりますので、御紹介をさせていただきたいと思えます。

まず1点は、「東日本大震災を想う宮崎のお母さんの会」という子育て中の母親の皆様方のグループ6件、共同代表の申し入れをいただいております。この中でも、「やはり放射性物質などの宮崎での拡散が心配です」、さらに、「県民との意見交換の場を求めます」といった申し入れをいただいております。さらに、「南郷町の自然と子供達の未来を守る会」その他2つの団体からの申し入れにおきましては、「東日本大震災がれきの広域処理受け入れには県民として反対します。別の形での被災地支援をお願いいたします」という件名での申し入れが出ております。

これを見てまいりますと、当然の不安であり、当然の意見かと思っております。その中で、今議会におきまして決議文の内容を見ますと、「安全性が確認されたものを受け入れるという姿勢」、こういうふううたっております。これはさまざまな判断ができるかと思えますが、宮崎県の安全・安心という基本スタンスを守る文言であると理解しておりますし、宮崎県知事が申される「安全な宮崎、安心できる住まいを宮崎で」という考え方の基本に立ったときに、「安全性が確認されたものを受け入れる」という文言が生きてくると思っております。

その上で、安全・安心ということを知事が申

される中で、宮崎県として、食の安全を守ること、さらには安心して子育てができること、これは常に宮崎県の基本姿勢でありますので、この基本姿勢をベースに物事は進むべきだと思っております。

その中で、私なりにこのことを突き詰めて考えたときに、宮崎県の先人であります小村寿太郎侯の考え方、国益を考えながら進めるべきだというこの姿勢をもう一度考えるべきじゃないでしょうか。国においては、放射性物質の拡散は防止する。これは基本です。さらに、宮崎県の役割としましては、安全な食べ物を全国の皆さんにお届けする。これは宮崎県の役割であります。さらに、被災されて安全なところを求めて来られる、宮崎を求めて来られる方がいらっしゃれば、受け入れて宮崎県を定住の地として提供する。こういったことは宮崎県としての役割じゃないかと思っております。

さらに、今、宮崎県として考えていかなければいけない教育という点におきまして、子供たちに放射線について勉強をする機会を与える。さらには、社会教育、生涯教育の中で、放射線というものについて勉強する機会を大いにつくるべきだと思っております。例えば、低線量の内部被曝というものがどういうことなのか、そういったことを勉強する機会を教育として取り組むべきだというふうに考えております。これは、長い、30年の闘いである中で我々が取り組まなければならない仕事でありますし、私は、県民が一つになって取り組むべき課題だと思っております。

その中で、皆様方に一つ御紹介したいことは、「地霊人傑」という言葉でございます。地域の風土、さらには環境、文化、歴史。地域の環境というものが豊かな人材を育てるという言

葉でございます。「地霊人傑」という言葉がございます。宮崎県の今置かれている環境は、安全で安心して生活できる。この環境を守る。そして、この環境で育った宮崎県の皆さん方が受け入れる。そして、こういう問題に心を一つにして取り組むことが求められると私は思っております。

どうぞ知事におかれましては、安全・安心に取り組むという大道を進んでいただきたい。そして、反対、賛成それぞれの意見があるかと思いますが、その意見を受けとめまして、この決議案というものを進めていただく中で、安心して取り組んでいただく、県民が一つになる、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思っております。

以上、この決議案に対して賛成の立場での討論をさせていただきました。ありがとうございました。〔降壇〕

◎十屋幸平副議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第6号採決

◎十屋幸平副議長 これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第11号提案理由説明

◎十屋幸平副議長 次に、議員発議案第11号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。防災対策特別委員会、井本英雄委員長。

○井本英雄議員〔登壇〕 議員発議案第11号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

未曾有の巨大災害となりました東日本大震災から、はや1年がたちました。宮崎県防災対策推進条例は、平成17年の台風第14号の被害を受け、風水害対策に重点を置いて策定した、当県議会初の議員発議による政策条例であります。

防災対策特別委員会では、県民の皆様から受けた大きな負託にこたえるため、これまで制定した政策条例の見直しにも取り組む必要があると判断いたしました。

また、東日本大震災等に係る防災上の課題を本条例の内容に照らしましたとき、先ほどの委員長報告で申し上げました4つの柱を条例に定める必要があると判断したところであります。

当委員会では、委員協議を重ね、このたびお手元に配付しております「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」について、全会一致で提案することを決定したところでございます。

この条例の改正が、県を挙げて防災に取り組む、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くことに資するものと期待しております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○十屋幸平副議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第11号採決

○十屋幸平副議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第11号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第12号提案理由説明

○十屋幸平副議長 次に、議員発議案第12号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。医療対策特別委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕 議員発議案第12号「宮崎県がん対策推進条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただきましたとおり、医療対策特別委員会では、「がん対策の推進に関すること」を調査項目の一つに決定し、所要の調査を行ってまいりました。

県においては、がん対策に関し、「宮崎県がん対策推進計画」を策定し、その推進に取り組んでいるところですが、必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況にあることなどから、がん対策のより一層の取り組みが必要であるとの

認識に至ったところであります。

お手元に配付しております「宮崎県がん対策推進条例」について、委員会として全会一致で提案することを決定したところでありますが、この条例は、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がんに関する教育の推進、がん患者等の支援、その他がん対策に関する基本的な事項を定め、がん対策を総合的に県民とともに推進することとしております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。〔拍手〕〔降壇〕

○十屋幸平副議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第12号採決

○十屋幸平副議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第12号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○十屋幸平副議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時10分閉会